

第2回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月12日(水) 13時30分～14時30分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 12 人

会長	10番	高橋 藤人	委員	境 祐二	推進委員
	1番	三上 豊	委員	山中 寛幸	推進委員
	3番	佐々木清春	委員	大川 元樹	推進委員
	4番	外崎 雅彦	委員		
	5番	三浦 隆彦	委員		
	6番	藤田 重孝	委員		
	7番	須藤美恵子	委員		
	8番	原子 一行	委員		
	9番	土岐 工	委員		

4. 議事日程

議案第3号	農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画書の決定について
議案第5号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第6号	令和7年農作業標準賃金について
報告第4号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第6号	農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について
報告第7号	使用貸借合意解約書の受理について

5. 農業委員会事務職員

局長 森山 雄一朗	次長 齋藤 孝嗣	主事 白戸 優之
-----------	----------	----------

6. 会議の概要

次長（齋藤） 大鰐町農業委員会憲章唱和を行ないますので、皆様御起立ください。

局長（森山） ただいまから、第2回大鰐町農業委員会総会を開催いたします。高橋会長、挨拶をお願いします。

会長（高橋） （挨拶）

局長（森山） 会長ありがとうございました。引き続き進行の方をお願いします。

議長（高橋） 本日は、委員15名中12名の出席ですので、総会は成立しております。議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、私の方から指名いたします。

3番の佐々木清春委員と、7番の須藤美恵子委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第3号について説明いたします。

本会議に提出されました件数と筆数、面積は、所有権関係が、申請件数3件となっており、田1筆205㎡、畑9筆24,347㎡の合計10筆24,552㎡であります。また、使用収益権関係では、申請件数1件となっており、田1筆10,397㎡、畑0筆の合計1筆10,397㎡であります。詳細は省略いたします。

いずれも農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。

以上であります。

議長（高橋） 議案第3号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり許可することにいたします。

続いて、議案第4号、農用地利用集積計画書の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第4号について説明いたします。

本会議に提出されました件数と筆数、面積は、所有権関係は0件、利用収益権関係では、申請件数5件となっており、田8筆15,461㎡、畑5筆17,399㎡の合計13筆32,860㎡であります。詳細は省略いたします。

以上であります。

議長（高橋）

議案第4号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり決定することにいたします。

続いて、議案第5号、農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸）

議案第5号について説明いたします。

本会議に提出されました件数と筆数、面積は、所有権関係は0件、利用収益権関係では、申請件数1件となっており、田3筆4,070㎡、畑0筆の合計3筆4,070㎡であります。詳細は省略いたします。以上であります。

議長（高橋）

議案第5号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議案第5号については、原案通り決定することいたします。

続いて、議案第6号、令和7年農作業標準賃金について事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸）

令和7年農作業標準賃金ですが、参考として右側に近隣市町村の令和7年の標準賃金を、左側に青森県の最低賃金も踏まえた事務局案を記載しております。昨年度から変更となっている箇所は、7,200円のところが7,700円、果樹作業のせん定が500円上がって10,000円～12,000円部分になります。機械作業の荒かき、代かき、荒代かきを、荒代かき7,000円だけにしました。

また、オペレーターの1時間当たり1,200円、スピードスプレーヤーの請負料金として、1,000円、1作業当たり5,500円を追加しました。

議長（高橋）

これについて、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議案第6号は原案のとおり決定することいたします。

事務局（白戸）

続いて、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いします。

議長（高橋）

報告第4号について説明いたします。今回の受理は、7件で田が10筆、畑が20筆の計30筆51,279㎡が相続されました。

報告第4号について、質問・意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（高橋） 異議がないようですので、報告第4号は原案のとおり受理することいたします。

事務局（白戸） 続いて、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局より説明をお願いします。

議長（高橋） 報告第5号について説明いたします。
今回の受理は、1件です。農地法第3条にて賃貸借をしていた農地を合意解約したものです。

報告第5号について、質問・意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、報告第5号は原案のとおり受理することいたします。

続いて、報告第6号、農地法第52条に基づく賃借料情報の提供について事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） こちらは、令和6年1月から12月までに締結した賃貸借における賃借料の実績となっております。田の部については、平均額が8,200円となっております。畑の部においては5筆に満たなかったためデータなしとしています。

樹園地の部については、平均額が4,600円となっております。

賃貸料を物納としている場合は、玄米60kg当たり15,000円（まっしぐら1等米概算金）りんご1箱当たり、4,900円に換算し、金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

資料21ページについては、令和2年から令和6年までの賃借料の推移となっております。

議長（高橋） 報告第6号について、質問・意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、報告第6号は原案のとおり提供することいたします。

続いて、報告第7号、使用貸借合意解約書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 報告第7号について説明いたします。
今回の受理は、2件です。農地法第3条により使用貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議長（高橋）

報告第7号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第7号は原案のとおり受理することいたします。

これで、全ての議案の審議が終了しました。御協力ありがとうございました。以上をもちまして、第2回総会を閉会いたします。